岐阜県地方就職学生支援事業における安八町地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 安八町は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び安八町まち・ひと・しごと創生総合戦略(安八町第六次総合計画)に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の安八町内への移住を伴う県内就職を支援するため、岐阜県と共同して行う岐阜県地方就職学生支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)内の大学を卒業して、安八町に移住する見込みの者が、地方就職学生支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職学生支援金を交付することとする。

地方就職学生支援金の交付については、岐阜県地方就職学生支援事業の 交付実施要領(以下、県実施要領という。)、法令等の定めるところによる ほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職学生支援金の金額は、第4条(1)(イ)①の採用選考活動に 参加するために要した往復交通費の額(1,000円未満切り捨て)とし、 11,000円を上限とする。

(交付回数)

第3条 一人1回を限度とする。

(対象者要件)

- 第4条 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象と する。
 - (1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

- (ア) 移住元に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ① 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内(条件 不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上) し、当該大 学を卒業する見込みである。
- ② 大学の卒業年度おいて、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住している。
- (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する 考え方」(令和4年11月30日、就職・採用活動日程に関する関係 省庁連絡会議)に則し、卒業年度の6月1日以降の採用選考活動に 参加し、10月1日以降に第4条(2)の要件を満たす企業に就職 することが内定している。
- ② 卒業後に上記内定企業に就職し、安八町に移住する意思を有している。
- (ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、 永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有 すること。
- ③ その他岐阜県又は安八町が地方就職学生支援金の支給対象として 不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 就業先企業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ① 勤務地が岐阜県内に所在すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗 営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等 でないこと。
- ④ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を 担う職務を務めている法人等でないこと。
- (イ) 就業条件等に関する要件
- ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

(交付の申請)

第5条 地方就職学生支援金の申請者は、安八町地方就職学生申請書(様式1)、 内定先企業による内定等証明書(様式2)、交通費の領収書の写し及び本人 確認書類の写しに加え、第4条(1)及び(2)の要件を満たすことを証する 書類を卒業年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を 交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)に より、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職 学生支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 岐阜県及び安八町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施 されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県地方 就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、地方就職学生支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲 げる要件に該当する場合、地方就職学生支援金の全額又は半額の返還を請 求する。ただし、企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるもの として岐阜県及び安八町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に、地方就職学生支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合
- (イ) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に、安八町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に安八町に住民票がある場合を除く)
- (ウ) 就業日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を 辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に第4条(2)の要

件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く)

- (エ) 安八町への転入日から3年未満に安八町以外の市区町村に転出 した場合
- (オ) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明ら かとなった場合

(2) 半額の返還

安八町への転入日から3年以上5年以内に安八町以外の市区町村に 転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と安八町が協議して定める。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。